



伊予市特別職報酬等審議会答申書

平成25年2月14日

伊予市特別職報酬等審議会

平成25年2月14日

伊予市長 中 村 佑 様

伊予市特別職報酬等審議会

会長 秦 泉 寺 正 人



伊予市特別職の報酬等の額について（答申）

平成25年1月7日付け伊（総）第9281号により本審議会に諮問があった標記の件について、下記のとおり答申する。

記

1 はじめに

平成25年1月7日、本審議会は、市長及び副市長の給料の額並びに議長、副議長及び議員の報酬の額の適正について諮問を受け、平成25年1月23日、2月1日の2回にわたり審議会を開催した。

検討に当たり、委員の公平性及び中立性の立場に立ち、また、市民の意見の代弁者としての見地に立って、市長及び副市長並びに議員それぞれの職務権限、責任の度合い等を勘案するとともに、本市の人口規模、財政状況、県内各市及び全国類似団体の状況等関係資料の分析、検討を行い、意見交換し、慎重に審議を重ねた結果、次のとおり答申としてとりまとめることとした。

については、答申結果のみならず、本文に記載する審議の経過、付帯意見も尊重されるよう要望する。

2 答申結果

(1) 市長及び副市長の給料の額

市長及び副市長の給料の額については、平成17年4月の市町合併時から今日まで、3度の引き下げにより約3%の削減が行われ、しかも、平成23年4月には答申額を上回る減額改定がなされている。一方、市政運営においては、厳しい財政状況に対応するため、事業の見直しや効率化を図るととも

に、職員数も定員適正化計画に基づき合併時の 412 人から平成 24 年度には 355 人へと大幅に削減するなど、積極的に行財政改革に取り組んでこられている。

しかし、今後の市政運営においては、急速な少子高齢化の進展に伴い、社会福祉関係業務が増大し、更なる地方分権化による業務量の増加等も見込まれることから、より一層の行政の効率化やスリム化等が求められることとなる。

一方、経済状況の低迷により大幅な税収増が見込めない中、国の行財政改革に伴う地方交付税の削減が行われており、今後も厳しい財政状況が続くと見込まれる

このため、市長及び副市長については、これまで以上にその社会的役割は増大し、職責は重くなることが予想される。

以上を踏まえ、市長及び副市長の給料の額については、据置くことが望ましいとの結論に達した。

(2) 議長、副議長及び議員の報酬の額

議員等の報酬の額については、平成 17 年 4 月の市町合併時から今日まで、2 度の引き下げにより約 0.5%の削減が行われ、また、平成 24 年 9 月には、議員定数を次の選挙から 1 名削減する条例改正を行うなど、議会として身を切る改革に取り組んでこられている。

一方、議員には、報酬に加え、市長及び副市長と同じ支給割合の期末手当が支給されており、その他に、政務調査費が支給され、費用弁償もなされている。

このことについて多くの意見が出され協議の結果、今回の審議会において報酬の額を審議するに当たっては、市民一人一人が議員活動に対し負担しているコストについて検証を行い、それに基づき報酬の額を検討すれば良いとの意見で一致した。

このため、県内各市の人口規模、財政状況及び全国類似団体の状況等の資料を基に、様々な視点から分析を行い議論した結果、地域性及び人口規模を考慮し、県下 11 市の中で人口規模の近い 5 万人未満の 5 市の、議員等の報酬に対する市民一人当たりの負担額の平均数値を基に、報酬の額を 5 市の中で比較、検討し決定することとした。

なお、上記 5 市の平均数値を求めるに当たっては、今年度、議員定数の条例改正や、報酬の額の改定の答申を行った市もあるが、諮問を受けた時点での 5 市の定数及び報酬の額を基に、議長、副議長及び議員について、それぞれの市民一人当たりの負担額を計算して数値を算出した。

以上を踏まえ、議長、副議長及び議員の報酬の額については、次のとおり引き下げることが適当であるとの結論に達した。

区 分	現行額	改正額	増減額	改正率
議 長	427,000 円	413,000 円	▲14,000 円	▲3.3%
副議長	346,000 円	336,000 円	▲10,000 円	▲2.9%
議 員	316,000 円	308,000 円	▲8,000 円	▲2.5%

3 付帯意見

議員に対しては、条例の定めにより、報酬に加え、市長及び副市長と同じ支給割合の期末手当が支給され、その他に政務調査費が支給されている。また費用弁償もなされている。

一方、都道府県議会制度研究会の、平成19年4月19日付けの最終報告「自治体議会議員の新たな位置付け」の中では、議員報酬については、「議員報酬を地方歳費（仮称）に改めるべき」との提案がなされ、「その場合には、費用弁償、期末手当、政務調査費制度は廃止し、地方歳費（仮称）はそれらの公費支給を包括した水準又は額とすべきであるということになるだろう。」とされている。

市民の直接選挙により選ばれた議員が、市民の負託に応え、今後とも、伊予市を取り巻く社会経済情勢の変化に的確に対応し、その職務を適正に遂行していくためには、議員の報酬については、市民にとり、より分かり易く、上記提案にも沿うこととなる、年間ベースで計算した「年俸制」の導入について検討する必要があると考える。